

もし、職場で新型コロナウイルスの感染者が発生したら…



保健所の感染者への対応はどんな流れなの？

- ①PCR検査等の結果が陽性と確認できたら、医療機関から感染者と保健所に直ちに連絡が入ります。
- ②連絡を受けた（届出を受理した）保健所は、感染者から家庭や職場等での人との接触状況を聞き取ります。このとき感染者には、マスクを外して近距離で会話をした人がいたか、日常生活や職場内で、どのような感染予防対策をとっていたかなどについて確認をします。
- ③感染者から聞き取った状況により、必要に応じて職場の調査や消毒命令（指導）を行います。なお、出勤していない場合など、職場調査の必要がない場合には行いません。また、勤務状況や接触状況から濃厚接触者・接触者に該当する者を判断します。
- ④同時に保健所は、感染者の健康状態や生活実態に応じた療養先の検討・調整と搬送を行います。

職場で感染者が出たときの対応

○調査への協力

- ・感染者や従業員の情報（氏名、生年月日、年齢、住所、連絡先、ワクチン接種の有無）や行動状況（会議・会食の有無等の行動履歴と同席者、外部接触者の有無）を伺いますので、上記の情報がわかる資料（出勤簿、施設図面、座席表等）の準備と保健所の調査への協力をお願いします。

○消毒の実施

- ・消毒命令を出された場合は、感染者本人が触ったと考えられる部分（ドアノブ、手すり、電気のスイッチ、テーブルや椅子、パソコン、トイレ、ロッカー等）を中心に、保健所の指示に従い消毒をしていただきます。

○PCR検査等への対応

- ・保健所の調査の結果、PCR検査が必要と判断された人（濃厚接触者のうち重症化リスクの高い方）には、保健所が受診調整を行った医療機関や保健所で検査を受けてもらいます。
- ・検査対象者については、検査結果がわかるまでは可能な限り仕事はお休みさせてください。
- ・濃厚接触者は検査結果が陰性の場合でも、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間は、不要不急の外出をできる限り控えてもらいます（出勤についても可能な限り控えてもらいます）。
- ・7日間は発症する可能性があるため、濃厚接触者の方は御自身で健康観察を行う必要があります。職場に複数の濃厚接触者がいた場合、職場の担当者にまとめて日々の体調確認をお願いすることがあります。
- ・7日が経過するまでの間に発熱、全身倦怠感、呼吸器症状、頭痛や下痢等の症状が継続する人がいた場合には、必ず事前に連絡の上、発熱外来（診療・検査機関）を受診してください。

※濃厚接触者とは？

感染者の感染可能期間(症状が出る2日前から、入院、自宅療養又は宿泊療養開始までの間)に、感染者と接触した者で次の範囲に該当する者をいいます。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染者の感染性を総合的に判断する）。

もし、職場で新型コロナウイルスの感染者が発生したら…



従業員から「保健所から濃厚接触者と言われた」と報告を受けたとき

- ・濃厚接触者は感染者ではありませんが、今後発症する可能性があるため、健康観察期間中は可能な限り仕事をお休みさせてください。
- ・家族で感染者が発生する等、職場外の感染者の濃厚接触者になった従業員がいたとしても、職場の特別な消毒は必要ありません。通常の感染予防対策としての環境整備をお願いします。

職場での感染者への対応について

- ・感染の発生があっても、従業員が過度に不安にならないように、また偏見や差別が起きないように十分に注意を払い、感染者の職場復帰の際は温かく迎えてあげてください。
- ・感染者の療養終了後や濃厚接触者の健康観察期間終了後、職場復帰をする際は、陰性証明書は必要ありませんので医療機関や保健所に証明を求めないようにしてください。

職場で平時から取り組んでいただきたいこと

- ・従業員の感染予防対策（体調管理、マスクの着用、手指消毒、換気、3密の防止等）を徹底してください。
- ・もしものときに落ち着いた行動ができるよう、感染者が発生した場合の対応手順等を事前に確認しておいてください。
- ・接客時等は、パーティションの設置、換気や消毒等の感染予防対策を行っていたとしても、従業員の共用場所（昼食会場、休憩場所、ロッカールーム、喫煙所等）での対策が不十分だと、従業員間で感染が拡大する可能性があります。時間帯をずらすなど十分な感染予防対策を心がけてください。

職場の感染予防対策を見直したいときは？

職場での感染予防対策や、従業員への対応などについてまとめたホームページ等をご紹介します。

○厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

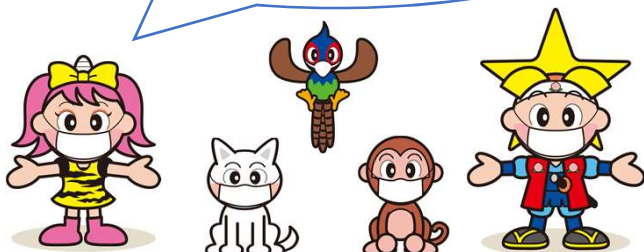
○業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

○職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第5版

（一般社団法人日本渡航医学会、公益社団法人日本産業衛生学会）作成日2021.5.12

平時の感染対応等の
個別相談にも応じます！



～お問い合わせ先～

〒709-0492

岡山県和気郡和気町和気487-2

岡山県備前保健所東備支所

保健対策班

TEL:0869-92-5180

FAX:0869-92-0100